

第1回検討会（平成28年9月20日）における主な意見（案）

【1. カリキュラムの基本的な考え方等について】

- 有資格者のできあがりの姿を考えた上で、カリキュラムを考えていく必要があるのではないか。
- 法律では「保健医療」と書かれているが、保健と医療は分けて考えるべきではないか。
- 現状の大学のスタッフで公認心理師のカリキュラムがどれくらいできるかということも考えてほしい。
- 人と関わること、人の心を理解すること、その理解を周囲の幸せにつなげることの3つが重要であり、実験室で得られるものよりも、生きた人間を相手にしたものを重点的に学ぶべきではないか。
- 科学者-実践者モデルに沿って、基本的な心理学を学ぶことと現場での実践からエビデンスを見つけていくことの両方が必要ではないか。
- 公認心理師と民間資格（臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士、ガイダンスカウンセラー等）は2階建てである。医師と内科医等の専門医の関係に似ている。
- 公認心理師養成には大学院教育が不可欠であり、資格はその水準に合わせるべきである。

【2. 公認心理師に求められる役割、知識及び技術について】

- 将来的には、心理の業務を行う者は、全員公認心理師資格を有した上で、専門性を高めていくことが理想ではないか。
- 学校においては、場合によっては医療や福祉、時には警察との連携が必要なことから、関係する医療等の分野についての知識も必要ではないか。
- 学校領域では、ストレス対処等予防開発的心理教育が重要である。これは、公認心理師法第2条にあげられた、公認心理師の行為の1つである。
- 学校領域で心理的支援を行っている者には、スクールカウンセラー、特別支援の教員、専任カウンセラーなどがいる。
- 法律ができるまでに心の問題も複雑になり、学問ありきではなくなった。今は様々な人と協力し、チームワークで仕事をするのが求められる。この状況を鑑みてこれまでの研修について見直しをしなければならないのではないか。
- 求められる役割、知識及び技術は、それぞれの分野毎に分けられるものではなく、どの分野にあっても他の領域を含めた広い視野を持つべきではないか。
- 何でも屋であることと専門性を持つことのバランスが重要ではないか。

- チーム医療、医療における多職種協働においては医学についての知識が必要であり、必須とすべきではないか。
- 実務では既存の理論がそのまま当てはめられるという例はあまりない。主体性を損なわず、目の前の事象に向き合うことができるようにしなければいけないのではないか。
- 司法領域においては、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要があるのではないか。
- 守秘義務などの法的な事項への理解が必要ではないか。

【3. カリキュラムの内容について】

(1) 必要な科目について

- 子どもの発達についてカリキュラムに組み込んでほしい。
- 今の心理士の多くは文系であるので、医学を教えるに当たっては生物学の基本的知識も必要ではないか。
- 学生の時に犯罪心理学や基本法規を学んでおくとういのではないか。
- チーム援助、コミュニティ心理学、司法制度や被害者ケア、倫理について学ぶとういのではないか。
- 労務管理、労働三法（特に労働基準法）、三六協定、労働契約等についての理解をしておいてほしい。
- 心理学以外の科目については、医学、教育、福祉、司法などどの領域についてもバランスよく学んでおくべきではないか。

(2) 実習・演習の内容について

- 様々な分野について広い視野が必要であり、各領域の方には研修への協力をお願いしたい。
- 医療現場で働いている心理職をみていると、医療現場での実習や研修が足りないのではないか。医学知識も足りないのではないか。
- 産業・労働の領域で働くに当たっては、企業経験があると良い。企業でのインターンシップを積極的に受け入れたい。その他、リワーク施設、EAP（Employee Assistance Program；従業員支援プログラム）での経験をしてほしい。
- 実習に力を注ぐべきではないか。学内相談室での実習、スーパービジョンを中心に据えて実施すべきではないか。
- 学部においては、PBL（Problem Based Learning）などを実施するべきではないか。

【4. 受験資格、国家試験について】

(1) 公認心理師法（以下、法という。）第7条第2号について

- 司法領域での実務経験も含めてほしい。
- 医療分野からの意見として、実務経験は2年とすべきではないか。
- 実務経験を5年以上（医療、教育、福祉の3領域を必須）としてほしい。
- 実務経験は年数で定める以外に、症例数で定めるという方法もあるのではないか。
- 大学卒業後の無資格者を雇用しようという病院はあまりないと思われる。第7条第1号と第2号の者が平等になるように国家試験の範囲について配慮してほしい。

(2) 受験資格の特例について

- 臨床心理士の有資格者について、法第7条第1号の「その他その者に準ずるもの」や法第7条第3号で読み替えてほしい。
- 司法領域での実務経験も現任者に含めてほしい。

【5. その他】

- スクールカウンセラーは色々な研修を受けているが、スーパーバイズの制度も別途必要ではないか。
- 修士課程で完結するものではないという前提に立ち、卒後教育のグランドデザインを別途描く必要があるのではないか。
- 今後の人口減少社会において、心理師にどれだけ人材を集めていくのかということについて考える必要があるのではないか。